

# 「南区=アートのまち」プロジェクト企画運営業務 提案説明書

## 1 業務の名称

「南区=アートのまち」プロジェクト企画運営業務

## 2 本説明書の趣旨

本説明書は、「『南区=アートのまち』プロジェクト企画運営業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務概要

以下に示す本プロジェクトの目的及び基本方針を達成するために効果的な方策の検討を行う。

### (1) 目的

南区の地域資源であるアートを通じて若者が活躍し、まちづくりに参画することで、地域の人たちがアートに触れ合い、アートを通じて交流できる場を創出し、生活の潤いや地域コミュニティの向上、地域の魅力アップと活性化を図ることを目的とする。

### 【基本方針】

#### ① アートプロジェクトの企画運営を通じて若者が地域でいきいきと活躍できる。

アーティストの作品制作活動や作品展示の補助、アートイベントの運営管理等に若者が関わることにより、区内に芸術系の専攻学科を有する2大学（札幌市立大学、東海大学札幌キャンパス）を中心に「アートを通じたまちづくり」に多様に関わる人々を増やし、地域コミュニティの活性化につなげる。

#### ② 地域の人たちにとってアートが身近なものとなり、生活が豊かに感じられる。

地域の人たちが気軽にアートを楽しみ、体験し、交流することで、心豊かに暮らせる地域づくりにつなげる。

#### ③ 様々なアーティストにプロジェクトに参画してもらい、地域の活性化につなげる。

南区には石山緑地や芸術の森美術館など芸術・文化的な施設が多だけでなく、豊かな自然も含めて、市内で最も「芸術区」と呼ぶにふさわしい地域である。アートを通じて南区の魅力をさらに高めるとともに、積極的に外部に発信することで認知度を上げ、区の活性化につなげる。

(2) 業務の履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(3) 業務提案の上限額

金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内とする。

#### 4 業務内容及び提案を求める項目

(1) 「南区＝アートのまち」実現のための3カ年分のロードマップ作成【2021年-2023年】

ア 基本方針の3項目に基づき、令和3年度以降、継続的に取組むための3カ年分のロードマップ案を作成すること。

イ ロードマップについて、提案を求める項目・前提条件は以下のとおり。

【提案を求める項目】

- 年間を通じて地域住民がアートを感じられる企画
- 効果的なイベントも活用しながら、地域にアートを根付かせるための方策
- 将来の真駒内駅前地区のまちづくりを見据えたアートを活用したまちの賑わいの創出

【前提条件】

➤ 予算規模

年度	令和3年度	令和4年度 <sup>※1※2</sup>	令和5年度 <sup>※1※2</sup>
企画運営	3,000千円	5,800千円	3,000千円
作品制作	—	1,000千円 <sup>※3</sup>	—
合計	3,000千円	6,800千円	3,000千円

※1 令和4年度以降はロードマップ作成のため、現時点で想定する予算規模を示すもの

※2 本業務を受託した事業者に対して複数年契約を担保するものではない。

※3 令和4年度の作品制作経費は、札幌市（以下、「委託者」という。）が新たに設置する実行委員会への助成金として別途交付する。

➤ 区制50周年記念行事

令和4年度は区制50周年の節目を迎えることから、複数会場の周遊型（地下鉄真駒内駅を起点に半径8kmの範囲内に最大3会場を設け、既存の公共交通やレンタルサイクル等で会場間を移動）での開催を前提とした周年記念行事を行うこと。

(2) 令和3年度アートプロジェクトの実施

以下の項目について、令和3年度に実現可能かつ詳細な内容を記載すること。

- 全体コンセプト、全体像、事業手法、地域からの愛着を生み出す方法
- 実施スケジュール
- 想定する参加アーティストの詳細、実績など
- 概算費用（費目毎の内訳を記載すること）

※ 図やイラスト等で、委託者において内容をイメージしやすいように工夫のうえ作成すること。

(3) 広報

ア 周知のためのパンフレット等を制作し、ギャラリーやアート関係施設など、効果的に周知を図れる各所へ配布すること。なお、パンフレットなどを制作する際は、その内容について事前に委託者に同意を得ること。

イ 既存ウェブサイト (<http://sapporo-minami-artfes.jp>) の更新を行うこと。更新に当たっては委託者が別途発注するホームページ運営管理業務の受託者と連携を図ること。

ウ ウェブサイトの更新スケジュールを提出し、更新管理を厳密に行うこと。更新内容については委託者と事前に協議すること。

エ ウェブサイトでは、アーティスト・作品の情報やプロジェクトの進捗を発信すること。

オ 広報について、提案を求める項目は以下のとおり。

【提案を求める項目】

- より効果的にプロジェクトの情報をPRできる方法
- 区民に分かりやすく伝えるためのアイデア

(4) 運営管理

ア 運営体制については、業務ごとに担当者を定め、責任の所在が明確になるよう整理し、それを反映した組織図を提出すること。

イ 運営に当たっては、委託者が令和2年度から組織する若者スタッフを活用し、委託者が別途発注する若者スタッフ活動支援業務の受託者と連携を図ること。

ウ プロジェクトに関する市民の問い合わせに関して委託者と連携して対応すること。

エ 運営管理について、提案を求める項目は以下のとおり。

【提案を求める項目】

- 業務を滞りなく実施するための組織体制や人員配置（経験やスキルを踏まえたもの）

(5) 事務局補助

本業務の事業執行に必要な事項を審議するため、委託者が新たに設置する実行委員会の事務局の補助を行うこと。事務局補助として想定する業務は以下のとおり。

ア 実行委員会の開催準備（年3回程度の開催を想定）

イ 委員への謝礼支払い（有識者分）

※ 委員への謝礼は業務委託費に含めること。（1回の会議につき10,000円（税抜額）/名）

ウ 助成金の申請手続き、助成金の執行管理

エ 想定する実行委員会の構成メンバー

区分	職業・役職等
実行委員会会長	南区長
実行委員会委員	・南区にゆかりのある有識者 4名 (札幌市立大学、東海大学札幌キャンパス、札幌芸術の森、PMF組織委員会 等) ・南区市民部長

## 5 提案にあたっての留意点

- (1) 提案書は「企画提案書作成要領」（別添1）に基づき作成すること。
- (2) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施すること。

## 6 参加資格要件

- (1) 法人格を有する企業又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) 過去3年間において、国又は地方自治体が発注した、アートプロジェクトの企画運営に関する業務を元請けとして履行した実績があること。

## 7 参加申込に関する事項

### (1) 日程

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| ア 企画提案書の公募開始          | 令和3年4月2日（金）               |
| イ 質問票の受付期間            | 令和3年4月8日（木）～4月14日（水）17時まで |
| ウ 質問票に対する回答期間         | 令和3年4月16日（金）              |
| エ 企画提案書等提出期限          | 令和3年4月28日（水）17時まで         |
| オ 資格審査の確認及び一次審査（書類審査） | 令和3年5月10日（月）まで【予定】        |
| カ 二次審査（ヒアリング）         | 令和3年5月中旬【予定】              |

### (2) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、質問票（様式1）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

#### ア 質問受付期間

令和3年4月8日（木）～4月14日（水）17時まで

イ 質問に対する回答

回答は、原則として、電子メールにより随時行うとともに、令和3年4月16日（金）17時までに南区ホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限以降に到着した質問については、回答しない。

ウ 送付先電子メールアドレス

[minami\\_machitan@city.sapporo.jp](mailto:minami_machitan@city.sapporo.jp)

※ メールタイトルは「『南区=アートのまち』PJ（公募型企画競争質問票）」とすること。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2） 1部

イ 参加資格を有する旨の申出書（様式3） 1部

ウ 企画提案書（様式なし。詳細は企画提案書作成要領を参照すること。） 15部

(4) 提出方法及び提出先

ア 提出書類について、下記担当課まで連絡のうえ持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。

イ 提出期限 令和3年4月28日（水）17時まで

(5) その他の留意事項

ア 申込書類等の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類等に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出期限後の提出、差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。

エ 同一の申込者からの複数の提案書の提出は認めない。

オ 企画提案の著作権は各提案者に帰属するが、本件の選定の公表等のほか、本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を委託者が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。

カ 企画提案者は、委託者に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

キ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

ク 申込書類等は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

ケ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

コ 申込者は、本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

サ 企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面（様式任意）により疑義の申し立てを行うことができる。

## 8 審査

企画競争実施委員会を設置し、企画競争実施委員会における審査において最も高い評価を得た事業者を業務委託先の契約候補者とする。

### (1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については、「6 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、提出書類に基づき評価を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

エ 一次審査の通過者は3者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、一次審査を省略する場合がある。

### (2) 二次審査

ア 令和3年5月中旬に南区役所庁舎での実施を予定

イ 一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。

ウ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

エ ヒアリングは1企画提案者あたり約25分（提案説明15分、質疑応答10分）を想定し、個別に行う。

オ 企画提案者が1者の場合は、最低評価基準点（委員8名の総合計点800点の60%以上）を超えたとき契約候補者とする。

カ 企画競争実施委員会による採点が同点の場合、評価項目における「提案に対する評価」の合計が高い者を契約候補者とする。

キ 審査の最終結果は、一次審査通過者全員に文書で通知する。

## 9 評価基準（計100点）

評価基準は以下のとおりとし、総合的に判断する。なお、配点は審査委員1人あたりの持ち点（100点）である。

	評価項目	配点
提案者に対する評価	札幌市又は他自治体において本業務に類する実績はあるか	10点
	4(1)~(5)に示す本業務の内容を円滑かつ効率的に遂行し、委託者と円滑に協議ができる体制にあるか	10点
	運営管理への自主性、協調性及び柔軟性は十分にあるか	10点

	本業務への意欲、熱意及び知識は十分にあるか	10点
提案に対する評価	本業務の目的を理解し、札幌市の基本方針に沿った提案であるか	10点
	4(1)～(5)に示す本業務の内容に沿った提案であるか	10点
	実現可能な提案であるか	15点
	多くの層の市民に興味を持って貰えるよう、話題性と獨創性のある提案であるか	15点
	業務提案金額が3(3)業務提案の上限額で示す金額を下回っているか。	10点

## 10 契約

- (1) 契約は、企画競争実施委員会により選定された契約候補者と委託者との間で契約内容の詳細を協議のうえ、3(3)業務提案の上限額で示す金額の範囲内で締結する（提案内容がそのまま契約内容になるとは限らない）。
- (2) 契約候補者との協議が不調に終わった場合は、次点の企業又は団体と交渉する場合がある。
- (3) 契約候補者が契約に至るまでの間に、会社更生法、民事再生法、破産法、のいずれかの適用、又は経営状態が著しく不健全であると認められた場合は、契約を行わないことがある。
- (4) 委託者は、契約後の業務において、受託者が作成した提案書の提案内容に拘束されない。

## 11 参考図書

- (1) 南区役所公式ホームページ「南区アートプロジェクト」  
<http://www.city.sapporo.jp/minami/shinko/machinakaart1.html>
- (2) 特設サイト「WEB版南区U-40アートフェスティバル2020」  
<https://sapporo-minami-artfes.jp/>
- (3) 公式Instagramアカウント  
<https://www.instagram.com/sapporo.minami.artfes>
- (4) 公式Twitterアカウント  
[https://twitter.com/minami\\_artfes](https://twitter.com/minami_artfes)
- (5) 札幌市役所公式ホームページ「真駒内駅前地区まちづくり」  
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/makomanai/index.html>
- (6) 令和2年度若者スタッフ打合せ議事録

※ 閲覧を希望する場合、担当課へご連絡ください。

**【担当課・問合せ先・書類の提出先】**

〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1 南区役所3階

札幌市 南区 市民部 地域振興課

電話 011-582-4723 Fax 011-582-5470

E-mail [minami\\_machitan@city.sapporo.jp](mailto:minami_machitan@city.sapporo.jp)